

8 社会福祉施設の概要

	施設の種類	法的根拠	利用形態	目的・対象者	
老人福祉施設等	養護老人ホーム	老人福祉法	第20条の4	入所	身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方を入所させ、食事サービス、機能訓練等を行う。身の回りのことは自分でできる方が対象。
	特別養護老人ホーム	老人福祉法	第20条の5	入所	身体上又は精神上著しい障害があり、常時介護を必要とし、自宅で介護を受ける事が困難な者を入所させて入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法	第20条の6	入所	身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安がある方で、家族による援助を受けることが困難な方が対象。無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する。
	有料老人ホーム	老人福祉法	第29条	入所	高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活に必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する。
	老人福祉センター	老人福祉法	第20条の7	利用	無料または定額な料金で地域の高齢者に対して、各種の相談に応じる。また、健康増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供する。
	訪問介護事業所	介護保険法	第8条第2項	訪問	訪問介護員が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。また介護予防は要介護状態になることを予防するために行う。
	通所介護事業所	介護保険法	第8条第7項	通所	日中、老人デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供する。また介護予防は要介護状態になることを予防するために行う。
	短期入所生活介護事業所（介護予防を含む）	介護保険法	第8条第9項	入所	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行う。
	特定施設入居者生活介護事業所（介護予防を含む）	介護保険法	第8条第11項	入所	介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
	福祉用具貸与事業所（介護予防を含む）	介護保険法	第8条第12項	利用	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため、福祉用具をレンタルするサービス。
	特定福祉用具販売事業所（介護予防を含む）	介護保険法	第8条第13項	利用	利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るため、福祉用具を販売するサービス。貸与になじまない用具が対象。
	居宅介護支援事業所	介護保険法	第8条第24項	利用	介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネージャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプランを作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。
	認知症対応型通所介護事業所（介護予防を含む）	介護保険法	第8条第18項	通所	認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行う。また介護予防は要介護状態になることを予防するために行う。
	小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法	第8条第19項	複合型	通いによるサービスを中心に、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行う。
	認知症対応型グループホーム	介護保険法	第8条第20項	入所	認知症の症状がある方が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練をおこなう。
	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（介護予防を含む）	介護保険法	第8条第21項	入所	介護保険の指定を受けた29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行う。
	地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法	第8条第22項	入所	定員29人以下の特別養護老人ホームで、自宅では介護が困難な方が入所し、入浴、排せつ、食事などの生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
	介護老人福祉施設	介護保険法	第8条第27項	入所	特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行う。
	介護予防支援事業所	介護保険法	第8条2の第16項	訪問	要介護支援者に対し、心身の状況、その置かれている環境や本人及びその家族の希望等を勘察し、ケアプランを作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律	第5条	入所	高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームであって居住のように供する専用部分を有する者に高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する。
生活支援ハウス	通知（H12.9.27老発第655号）	—	利用 入所	60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属するもの及び家族による援助を受けることが困難な者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。	
高齢者グループハウス	—	—	入所	おおむね65歳以上で介護保険法に基づく要介護認定申請において、自立生活が可能と判定された、一人暮らしの方及び夫婦のみの世帯であり、入居者同士が交流や助け合いながら補完し合う暮らしの場を提供する。	
老人福祉寮	老人福祉法	第11条	入所	65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当であると認められる者の養護するための施設	
へき地保健福祉館	へき地保健福祉館の設置運営について（昭和40年9月1日厚生省発第222号）	—	—	へき地において地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活の各般の便宜に供し、へき地住民の保健福祉の積極的増進を図る。	

	施設の種類	法的根拠	利用形態	目的・対象者
障害福祉施設等	居宅介護事業所	障害者総合支援法 第5条第2項	訪問	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行う。
	重度訪問介護事業所	障害者総合支援法 第5条第3項	訪問	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出における移動中の介護
	行動援護事業所	障害者総合支援法 第5条第5項	利用	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行う。
	同行援護事業所	障害者総合支援法 第5条第4項	利用	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行う。
	短期入所事業所	障害者総合支援法 第5条第8項	入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行う。
	生活介護事業所	障害者総合支援法 第5条第7項	入所	障害者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生産能力の向上のために必要な援助を行う。
	自立訓練(生活訓練)事業所	障害者総合支援法 第5条第12項	利用	知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行う。
	就労継続支援(B型)事業所	障害者総合支援法 第5条第14項	通所	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。
	共同生活援助事業所	障害者総合支援法 第5条第17項	利用	障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行う。
	施設入所支援事業所	障害者総合支援法 第5条第10項	入所	施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行う。
	地域移行支援事業所	障害者総合支援法 第5条第20項	利用	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。
	地域定着支援事業所	障害者総合支援法 第5条第21項	利用	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。
	特定相談支援事業所	障害者総合支援法 第5条第18項	利用	基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う。 (基本相談支援: 地域の障害のある方の福祉に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。) (計画相談支援: 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行う。また作成された「サービス利用計画」が適切かどうかモニタリングし、必要に応じて見直しを行う。)
	児童発達支援事業所	児童福祉法 第6条の2の2第2項	通所	療養の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる障害のある未就学児に対して、通所をとおして、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及びその他必要な支援を行う。
	放課後等デイサービス事業所	児童福祉法 第6条の2の2第4項	通所	就学中の障害のある児童が、授業終了後または学校の休業日に通所し、生活能力向上のために訓練、社会との交流の促進及びその他必要な必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援事業所	児童福祉法 第6条の2の2第5項	利用	重度の障害の状態またはこれに準ずる状態にあり、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難である児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及びその他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援事業所	児童福祉法 第6条の2の2第6項	利用	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援及びその他必要な支援を行う。	
障害児相談支援事業所	児童福祉法 第6条の2の2第7項	利用	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行う。	
児童福祉施設等	認可保育所	児童福祉法 第7条	通所	保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育等を必要とする児童を預り、保育することを目的とする通所の施設。
	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第7項	通所	日本の幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認可する。幼稚園及び保育所等の施設・設備が一体的に設置、運営されている施設。
	保育所型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条の2第2項	通所	日本の幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもを受け入れるなどの幼稚園の機能を備えた施設。
	地域型保育施設	子ども・子育て支援法 第34条第3項 第46条第3項	通所	0～2歳児への対応を目的として設けられた小規模保育施設であり、①家庭的保育事業、②小規模保育事業、③事業所内保育事業、④居宅訪問型保育事業の4種類の施設がある。
	認可外保育施設	児童福祉法 第59条の2	通所	児童福祉法に基づく都道府県知事の認可を受けていない保育施設の中で、①ベビーホテル、②事業所内保育施設、③公立認可外保育施設、④私立認可外保育施設の4種類がある。
	児童館	児童福祉法 第40条	通所	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。
	地域子育て支援センター	厚生労働省通達「特別保育事業の実施について」	-	-
	子育て相談連絡所	厚生労働省通達「特別保育事業の実施について」	-	-
	放課後児童クラブ	児童福祉法 法第6条3の第2項	通所	主に日中に保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業終了後に適切な遊びや生活環境の場を与えて、児童の健全育生を図ることを目的とする。
	助産施設	児童福祉法 第36条	入所	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設